

○議長（吉田敏郎）

日程第３ 議案第２３号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第２３号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和２年４月３０日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明をいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国民の生活に多大な支障が出ている状況にあります。病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度として、傷病手当金制度があります。この制度は、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されるものでございますが、このたび新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者である被用者等に対し傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に、特別調整交付金により財政支援をすることとされました。

国保制度におきましては、この傷病手当金は市町村の条例に基づいて支給することができることとされておりますので、開成町においても、感染等により労務ができなくなった被用者等に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の１ページを御覧ください。

開成町条例第 号開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険条例（昭和３４年開成町条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。条例附則の改正となり

ます。

まず、施行期日についてでございますが、2号以下を新設することから、1を付加するものでございます。

第2号で、傷病手当金の支給に係る特例を規定してございます。

第3号は、傷病手当金の支給要件になります。労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間を対象としております。

次のページを御覧ください。

第4号は、支給額の規定でございます。直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2、掛ける日数分が支給額になります。

第5号は、支給期間でございます。支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとしたします。

第6号及び第7号は、傷病手当金と給与等との調整規定となります。

附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。また、本附則の適用は令和2年1月1日から規則で定める日の間で、療養のため労務に服することができない期間となります。国においては、期間を9月30日までと想定しております。なお、参考資料を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

説明は以上となります。御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

よろしいですか。

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第23号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。